

名張市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について

1. 改正の趣旨及び背景

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されたことから、名張市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例について、関係規定を整備するため、所要の改正を行おうとするものです。

2. 改正の内容

(1) 布設工事監督者の資格要件について、次のとおり改正します。

ア 必要な実務経験のうち一部の期間には、水道以外の工業用水道、下水道、道路及び河川分野において実務に従事した期間を算入できることとします。

イ 必要な学歴、学科等の要件に、土木工学科以外の機械工学科、電気工学科など、知識、経験等の実務への活用が期待される関連学科等を加えます。

ウ 1級土木施工管理技士のうち、実務経験のある者を資格要件に加えます。

エ その他所要の改正を行います。

(2) 水道技術管理者の資格要件について、次のとおり改正します。

ア 1級土木施工管理技士等のうち、実務経験のある者を資格要件に加えます。

イ (1)の改正に伴う規定の整理のほか、所要の改正を行います。

3. 施行期日

令和7年4月1日から施行します。ただし、厚生労働省の事務の移管に伴う主務大臣の変更に係る改正規定については、公布の日から施行します。